

## 議案第21号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立童謡館）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 鳥取県立童謡館  |
| 2 指定管理者   | 鳥取市西町三丁目202番地<br>財団法人鳥取童謡・おもちゃ館<br>理事長 岩 成 潔 一               |
| 3 指定の期間   | 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで                                      |
| 4 理 由     | 童謡館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指定管理者として指定しようとするものである。 |